

WORKS

Empower&Energize

No138
2016/8

名東福祉社会は名古屋市と日進市を中心に
知的障害者を中心とする福祉活動を行っています

社会福祉法の改定で

名東福祉社会は

こう変わります

社会福祉法人名東福祉社会

理事長 加藤久和

■理事会・評議員会が変わる

社会福祉法の改革で、名東福祉社会の組織も大きく変える必要がでてきました。具体的には名東福祉社会に新しく決裁機関としての「評議員会」を設置しなければなりません。それに伴い、理事会は、名東福祉社会の実際の業務を執行を行う、「執行機関」の役割となり、評議員会と理事会が機能を分担する形になります。

これまでも「評議員会」はありましたが、ただ、権限は必ずしも強くなく、理事会が評議員会の意見を参考に聴くための「諮問機関」という位置づけでした。また評議員会は必ずしも設置しなくてもよく、多くの社会福祉法人は評議員会を設置していませんでした。評議員

が理事会が決定したことについて反対であっても、「まあご意見は一応伺いました。」とあって、そのまま事業計画を決定することができました。

ところが、新しい社会福祉法では、社会福祉法人は評議員会を必ず設置しなければならなくなりました。さらに、これまでの評議員会と言葉は同じ言葉ですが、内容が根本的に変わります。この評議員会の権限がすごいです。

- 1 理事長を解任することができます。
- 2 理事長などの役員の給料を決めることができます。
- 3 職員の給料の規程を決めることができます。
- 4 予算や事業計画を拒否することができます。

実質的には、評議員会が社会福祉法人のありかたや行動をコントロールするようになります。そのため、評議員の資格について、国は厳格に規定を設けています。

評議員の資格は

- 1 社会福祉法人のOB。でも退職してから一定期間経った場合のみOK
- 2 社会福祉に詳しい学者
- 3 弁護士、会計士
- 4 地域の民生委員
- 5 企業経営者（ただし、経済団体から推薦を受けているような立派な人）

評議員資格には次の条件も追加されています。

- 1 社会福祉法人の理事長・役員の子親等以内の人は評議員になれません。
- 2 社会福祉法人を取引相手にする企業の社員は評議員になれません。
- 3 理事・役員と特別な関係のある人は評議員にはなれません。

例えば、理事長の子どもや奥さんや子どもの旦那さんなど「特別な関係がある人」は評議員になれません。また、その社会福祉法人に介護用品や給食材料などの物品を販売している会社の社員は評議員になれません。社会福祉法人と取引していると、理事長に対してなかなかモノがいえなくなるといこ

とがあるかもしれませんが。それを防ぐためです。つまり、評議員会を骨抜きにするような行為は一切認められませぬ。

厚生労働省の話では、この改革は「社会福祉法人のガバナンスの強化」が目的だそうです。「ガバナンス」という言葉はよく耳にしますが、正直、ピンとこない方が多いのではないのでしょうか。日本で使用されている「ガバナンス」はもともと企業の大規模な暴走を防止したり、会社の様々なリスクを低減するしくみです。例えば社外の人を取締役に招聘して、忌憚ない意見を述べてもらうようにしたりします。そうすることによって社長の暴走を防ぎます。また、企業の株を公開します。株が公開されると、企業の業績や評判によって株価が上下します。社長が悪いことをすると、株価が下がってしまうので、悪いことができなくなりますね。

こうした考え方を「社会福祉法人」にも導入しようというのが今回の社会福祉法の改定のねらいです。

新しい法律を読んでみると、これまでの評議員会に比べて、権限が大幅に

強化されただけではなく、かなり「公」の感覚で経営をチェックする感じが伝わってきます。このような形で評議員の権限を強化すると、社会福祉法人を悪意のある人に乗っ取られてしまうのではないかという心配がありますね。

この法律を審議する過程で、事実そうした声があったらしいです。そこで、新しい社会福祉法では評議員が理事長の解任に関する権限の乱用を防ぐために、解任理由について制限を設けています。ぜんぜん理事長が仕事をしていないとか、病気などの理由で職務が続けられないと言った、ちゃんとした理由がないと解任できないようにしています。社会福祉法人の正しい行動が選択されるよう、健全に見守っていくという感じですね。

■名東福祉会では大きな衝撃ではありません

名東福祉会の場合、35年前のスタート直後から、理事には、教育や社会福祉、医療の専門分野で活躍されている大学の先生、名古屋市の福祉行政の経験者、企業経営者をお招きして理事会を構成しています。また、評議員会の

設置は任意でしたが、評議員会を設置して、地域の学識経験者にも参加して頂いています。

さらに、名東福祉会は利用者の家族とボランティアが中心となって、後援会を組織しています。後援会は施設の整備などの様々な協力活動をしていただいているのと同時に、地域の皆様への広報活動もしていただいています。加えて、各施設には家族会がつくられています。名東福祉会は、先代の理事長時代から縦横な組織をつくり、経営に参画していただくことによって、「ガバナンス」ができていたと思っ

平成29年4月1日から新しい評議員会がスタートしますが、それまでにそのメンバーを選定する必要があります。名東福祉会では現在の理事会・評議員会が「評議員会選任委員会」（仮称）を選任して、社会福祉事業の経営に関する知識を持ち、名東福祉会を引き続き魅力ある社会福祉法人として存続・発展できるように力を尽くしていただいている人材を選んでいく予定です。

■理事会の実行力がより問われるようになる

繰り返になりますが、昔から名東福祉会は今回の改定がめざすような「あるべき姿」を目指して組織運営をしてきたと思います。ただ、名東福祉会の弱点としては動きがやや鈍いところがあるように思います。それほど大きな組織ではないのに、理事会・評議員会が開かれるまでなかなか物事が決まらないというところがありました。

今回の社会福祉法の改革の本当のねらいは、社会福祉法人の経営陣（＝理事会）の経営に対する自覚と、行動力をパワーアップするところにあります。無難に流されるだけの組織は問題も起こしません、お客様の満足にも鈍感です。そうした組織は長い時間の経過とともに必ず衰退していき、最後には消滅します。

これからの施設管理者は「経営意識」を持って日々の行動を決定していく、問題点があれば自分たちの意志でどんな改善を行い、利用者の皆様や地域の皆様に喜んで頂くことが求められま

す。株式会社やNPOなど多様な経営主体が社会福祉サービスを提供している時代になりました。社会福祉法人もそれらの企業に負けない、行動力がある組織に生まれ変わる必要があります。

新しい理事会は名東福祉会の事業の「執行機関」です。ですから福祉事業計画の立案や予算の立案は理事会が行います。現場を知り尽くし、現場に直結している経営陣を選びます。具体的には名東福祉会の施設長・職員に理事になっていただくのが良いと考えています。福祉事業の事業計画を自ら立案し、計画を実行し、強力で進める理事会に生まれ変わりたいと考えます。そして現場の事業を束ねる存在として、理事から行動型の新しい理事長を選任していただきたいと思えます。

企業の経営でも言えることですが、組織が健全な発展をするためには

- 1 まず第一にお客様に喜んでもらえる良質な商品やサービスを提供すること
- 2 職員も仕事に誇りを持てること
- 3 人材、モノなどに対して健全で効

率的な投資と蓄財がされること

などの経営姿勢が必要です。そのためには、社会福祉法人の理事会が「執行機関」として現場で強力に行動することが必要です。現場で行動するといっても、管理者が現場に入って職員と同じように行動するという意味ではありません。これからの施設長（理事）には常に経営責任をとるような覚悟が求められるのだと思います。

社会福祉法人の魅力や健全な経営姿勢を消費者にお伝えするような情報公開のしくみも同時に必要となります。いま流行の言い方をすれば「戦略的なマーケティング」が大切です。名東福祉会は経営資料をインターネットで公開したり、情報誌をつくって地域にお配りしたり、社会福祉法人の利用者の会や後援会をつくっています。これらの活動をより活性化させて、利用者やボランティアの人たちとコミュニケーションを図り、よりニーズに敏感な事業計画を立案していくべきです。

社会福祉法人は、知的障害のある人たちにとって最後の砦です。今は企業

内にも障害者雇用の場が広がりつつあります。障害があっても大海原にどんちゃんチャレンジしていくべきです。でも、そうしたところに出て行きたくても行けない人もいます。そうした人たちにとっては社会福祉法人は仕事場でもあり、家庭でもあり、社会とのつながりを進めるエンジンでもあります。またいろんな事があつて、いつとき羽根を休める必要がある場合も出てきます。そんな人たちにとって「いざとなったら帰る場所がある」ことが大切です。社会福祉法人は最後の砦であるとともに、いつも支えとなる心のふるさとでもあります。

私は、今回の社会福祉法の改定は、そんな社会福祉法人が世の中から忘れられた存在にならないよう、強力な改定が行われたと受けとめています。名東福祉会を利用されているみなさん、職員諸君、ボランティアのみなさん、この改革が名東福祉会にとつて、とてもよい折り返し点になったと将来言えるよう、新しい経営組織の実現に向けて前向きに取り組んでいきましょう。

マーケティングを意識した 取り組みについて

法人統括本部 本部長

山田 達巳

まずは、新たな取り組みをスタートさせるきっかけとなった2つの出来事についてお話させていただきます。

昨年度の法人全体の決算状況は、今回のWORKSにも掲載されていますが、残念ながら厳しい結果となりました。赤字決算となった主な原因は、日中の各事業所の利用率の低下であることから、必然的に今年度の目標として利用率の増加が法人の評議員会・理事会において確認されています。さらにその際に、理事長より「マーケティング」を課題として与えられ、新年度がスタートしました。

名東福祉会には伝統的に合同家族会役員会というものがあります。これは各事業所の家族会役員の方々による事業所の報告や課題等を共有、検討する集まりです。

6月の役員会において「家族会のあり方」が話題となりました。その中で、もつと所長から家族会に発信をして家族会を引っ張ってほしいという「管理者のリーダーシップ」を求める発言がありました。

両者の共通点を見出すことは簡単ではありませんが、少々強引に課題であるところのマーケティングに結びつけて考えてみることにしました。

利用率を上げるためには新規利用者の獲得が効果的であることは言うまでもありませんが、無作為に探しているだけでは獲得できる可能性は決して高くないでしょうし、運良く見つかることができたとしても一時的なものであり、持続的に成果を期待できるものではありません。

利用率の増加に向けて、即効性はありませんが、まずは事業所での体験実習を企画することとしました。1度体験していただいた方には、できれば繰り返し利用していただくリピーターになっていただき、何度も体験していただいた結果、本当に実習先の事業所が気に入ったと思っただけの方と利

用契約を結んでいけるような形を考えています。実習してみたい、利用したい人をじつと待っているのではなく、こちらから積極的に働きかけて体験の機会を提示し、リピーターを増やしていこうという意識を変えていきたいと思っています。

具体的には、

①体験実習の案内を作成してホームページに掲載をする。

②実際に実習していただいた方には、後日、体験の感想をうかがうための文書を郵送する。

③次の実習の案内を送り、再度実習していただけるよう働きかける。

これを繰り返し返すことで、リピーターになっていただければと考えています。この作業を継続的におこなっていくためには、各事業所の管理者が定期的な体験実習の案内の内容を更新していく必要があります。特に実習された方の保護者のご意見は、新たに体験を考えてみる方にとって極めて重要な情報となりますので、積極的に書き換えていかなければなりません。

また、法人事務センターは体験実習

された方と事業所のつながりが途切れず、しまわないう案内等を郵送し続けることが重要となります。共に新たな業務が増えることとなりますが、リピーターという目標が明確であれば、積極的に取り組んでいけると思っています。

実際に利用されているのは当事者の方ですが、名東福祉会を利用されているのは意思決定や意思表示に困難を抱えている方々で、現実には、ご家族が

ご本人の状態を見極めた上で利用の判断をされています。大事な判断をされているご家族の皆様の「発信してほしい」「引っ張ってほしい」「リーダーシップをとってほしい」というお気持ちをどのようにして形にしていけるかですが、

私自身、これまで家族会の皆様のお気持ちにお応えすることができていたのだろうかとお改めて考えてみると、もしかすると何もお伝えできていないのではないかと不安に襲われます。

家族会の皆様は、事業所を継続利用してくださっている、ある意味お得意様です。その中には、法人設立以来30年以上にわたり利用し続けてくださっている特別なお得意様もいらっしやいます。

ところが、これまでは利用契約を結び、利用開始された方は、利用し続けてくださると勝手に思い込んでいるところがありました。次々と選択可能な新しい事業所が開設される中で、お恥ずかしい話ではありますが、漠然とそう思っていました。10年、20年、30年と利用し続けていただいていることの『重み』を十分に感じる事ができていなかったのかもしれない。

機会があればできる限りお話しさせていただくことは、これまでも続けていることですが、新たに管理者が、ご家族向けにニュースレターを月1回のペースで発行していきたいと考えています。

私たちは買い物をする時、値段を購入の際の判断材料とします。ただ、「あのお店の商品であれば確かだ」「あの店員さんが勧めるのだから大丈夫だろう」といったように、お店自体やお店で働いている方に対する信頼性をもって判断することもあるかと思えます。

障害者支援の仕事においては、値段が利用に影響を与えるようなことはありません。それよりも事業所自体であったり、管理者がどのような考えを持っ

財 産 目 録
平成28年3月31日 現在

(単位：円)

資産・負債の内訳	摘 要	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		265,947,979
預金	中京銀行高針支店	201,980,516
預金(別口)	中京銀行高針支店	29,327,090
預金(豊信)	豊田信用金庫日進支店	1,879,731
預金(JA)	あいち尾東農業協同組合浅田支店	32,760,576
通常預金(ゆうちょ銀行)	ゆうちょ銀行	66
事業未収金		76,075,193
事業収益未収金	訓練等給付費他	76,075,193
未収金		281,950
商品・製品	陶器他	2,126,222
立替金		539,847
立替金		539,847
仮払金		78,294
仮払い		78,294
流動資産合計		345,049,485
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
土地	名古屋市天白区御前場町327、342番地 宅地 2筆 125,514.14㎡ 日進市浅田町上納58番4 宅地 1筆 4,172.37㎡ 日進市浅田町上ノ山12番1外 畑・山林 4筆 2,890㎡	365,024,864
建物	名古屋市名東区勢子坊2丁目1303番地 鉄筋コンクリート2階建 611.03㎡ 名古屋市天白区御前場町327、342番地 鉄筋コンクリート2階建 563.42㎡ 名古屋市天白区御前場町327、342番地 鉄骨ストレート葺2階建 108.74㎡ 名古屋市名東区高針台1丁目911番地 鉄筋コンクリート2階建 479.99㎡ 日進市浅田町上納58番4 鉄筋コンクリート2階建 2,525.62㎡ 中京銀行高針支店	602,100,902
定期預金		1,000,000
基本財産合計		968,125,766
(2) その他の固定資産		
建物	日進市浅田町上納58番4 学童保育所 日進市浅田町上ノ山12番1 農機具倉庫 日進市浅田町上ノ山12番1 作業棟 名古屋市名東区勢子坊2丁目1303番地 カーポート 日進市浅田町上ノ山12番1外 ケアホーム 日進市浅田町上ノ山12番1外 車庫 日進市浅田町上納58番4 外階段および屋根	122,025,928
構築物		378,552
機械及び装置		660,585
車輛運搬具		1,052,227
器具及び備品		3,897,035
権利		957,122
ソフトウェア		90,720
退職給付引当資産	愛知県民間社会福祉事業職員共済会	31,073,501
移行時特別積立資産		14,000,000
建設積立資産		79,846,618
修繕積立資産		10,000,000

財 産 目 録
平成28年3月31日 現在

(単位：円)

資産・負債の内訳	摘 要	金 額
設備整備積立資産		4,000,000
その他の積立資産		16,774,000
その他の固定資産		183,500
その他の固定資産合計		284,939,788
固定資産合計		1,253,065,554
資産合計		1,598,115,039
II 負債の部		
1. 流動負債		
事業未払金		14,082,167
未払金	取引業者、社会保険事務所等	14,082,167
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構等	6,600,000
預り金		86,515
職員預り金	職員社会保険料等	2,968,421
流動負債合計		23,737,103
2. 固定負債		
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構等	32,150,000
退職給付引当金	愛知県民間社会福祉事業職員共済会	31,073,501
固定負債合計		63,223,501
負債合計		86,960,604
差引純資産		1,511,154,435

資金収支計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第1号の1様式
(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異	
事業活動による収支	収入	就労支援事業収入	6,995,000	7,002,681	7,681
		障害福祉サービス等事業収入	469,515,000	469,771,114	256,114
		借入金利補助金収入	275,000	240,000	△35,000
		経常経費寄附金収入	16,500,000	18,096,000	1,596,000
		受取利息配当金収入	5,938	18,586	12,648
	その他の収入	6,376,000	6,634,735	258,735	
	事業活動収入計(1)	499,666,938	501,763,116	2,096,178	
	支出	人件費支出	361,479,000	355,299,515	6,179,485
		事業費支出	61,331,000	56,956,390	4,374,610
		事務費支出	46,883,000	42,125,945	4,757,055
就労支援事業支出		7,880,000	6,622,133	1,257,867	
支払利息支出		890,000	556,186	333,814	
その他の支出	5,340,000	4,945,951	394,049		
事業活動支出計(2)	483,803,000	466,506,120	17,296,880		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	15,863,938	35,256,996	19,393,058		
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	2,760,000	2,550,000	△210,000
		施設整備等収入計(4)	2,760,000	2,550,000	△210,000
	支出	設備資金借入金元金償還支出	6,780,000	6,600,000	180,000
		固定資産取得支出	1,613,040	1,929,960	△316,920
	施設整備等支出計(5)	8,393,040	8,529,960	△136,920	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△5,633,040	△5,979,960	△346,920		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	522,750	804,450	281,700
		拠点区分間繰入金収入	36,000,000		△36,000,000
		その他の活動収入計(7)	36,522,750	804,450	△35,718,300
	支出	積立資産支出	4,309,000	6,149,788	△1,840,788
		拠点区分間繰入金支出	36,000,000		36,000,000
その他の活動支出計(8)	40,309,000	6,149,788	34,159,212		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△3,786,250	△5,345,338	△1,559,088		
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	6,444,648	23,931,698	17,487,050		
前期末支払資金残高(12)	343,881,297	301,854,462	△42,026,835		
当期末支払資金残高(11)+(12)	350,325,945	325,786,160	△24,539,785		

事業活動計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第2号の1様式
(単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
サービス活動増減の部	収益	就労支援事業収益	7,002,681	7,002,681
		障害福祉サービス等事業収益	469,771,114	469,771,114
		経常経費寄附金収益	18,096,000	18,096,000
		サービス活動収益計(1)	494,869,795	494,869,795
		費用	人件費	358,144,853
	事業費	56,956,390	56,956,390	
	事務費	42,125,945	42,125,945	
	就労支援事業費用	6,049,109	6,049,109	
	減価償却費	35,477,369	35,477,369	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△18,342,658	△18,342,658	
サービス活動費用計(2)	480,411,008	480,411,008		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	14,458,787	14,458,787		
サービス活動外増減の部	収益	借入金利補助金収益	240,000	240,000
		受取利息配当金収益	18,586	18,586
		その他のサービス活動外収益	6,634,735	6,634,735
		サービス活動外収益計(4)	6,893,321	6,893,321
	費用	支払利息	556,186	556,186
その他のサービス活動外費用	4,945,951	4,945,951		
サービス活動外費用計(5)	5,502,137	5,502,137		
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,391,184	1,391,184		
経常増減差額(7)=(3)+(6)	15,849,971	15,849,971		
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	2,550,000	2,550,000
		特別収益計(8)	2,550,000	2,550,000
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	2,550,000	2,550,000
		その他の特別損失	20,737,614	20,737,614
		特別費用計(9)	23,287,614	23,287,614
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△20,737,614	△20,737,614		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△4,887,643	△4,887,643		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	642,104,635	642,104,635	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	637,216,992	637,216,992	
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)	2,500,000	2,500,000	
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	634,716,992	634,716,992	

ご寄付ありがとうございます

平成 27 年 12 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日

◆メイトウ・ワークス

尾崎 城二様 山本 明子様 細野 明子様 藤田日出子様 金澤 厚様
中嶋 保様 山田 信二様 宇佐美ゆみ子様 手芸サークル・マーガレット様
電電名古屋ボランティア様 メイトウ・ワークス家族会様

◆天白ワークス

水谷 義孝様 細野 明子様 近藤 圭吾様 長谷川 徹様 村口 竜二様
青山 武司様 長井 淳様 北川 史郎様

◆はまなす

藤井 保郎様 加藤 公英様 鈴木 勝人様 佐知 輝敏様 鴨下 錡様
中井 昌誉様 今津 俊典様 原田不二夫様 麦島 厚様 山田 幸造様
白井 道子様 大伴 幸三様 牧 公三様 木村 恵子様 杉原 活好様
梅田 満留様 はまなす家族会様

◆レジデンス日進・上ノ山ホーム

伊藤 時義様 河津 光子様 高橋 元彦様 石村リキ子様 尾崎 城二様
細野 明子様 伊藤 和幸様 松原日出男様 近藤 圭吾様 北川 史郎様
吉田 征一様 田中明日香様 熊谷 正人様 レジデンス日進家族会様

◆本部

三上 政美様 近藤 正俊様 伊藤 和幸様 原田不二夫様 堀 百合子様
延藤 良春様 大原田鶴子様 宇佐美ゆみ子様 上ノ山農園支援者の会様

名東福祉会のホームページ

ホームページアドレス <http://www.meito.or.jp>

●社会福祉法人 名東福祉会

〒 470-0124 日進市浅田町上納 58-4
TEL 052(805)1003 FAX 052(805)1004

●メイトウ・ワークス（就労継続B型・生活介護）

〒 465-0055 名古屋市名東区勢子坊 2-1303
TEL 052(702)2864 FAX 052(701)2079

●名東区障害者基幹相談支援センターきふね （相談支援）

〒 465-0055 名古屋市名東区勢子坊 2-1303
TEL 052(702)2863 FAX 052(701)2079

●天白ワークス（就労継続B型・生活介護）

〒 468-0023 名古屋市天白区御前場町 327
TEL 052(804)5487 FAX 052(804)5416

●デイケア はまなす（生活介護・相談支援）

〒 465-0054 名古屋市名東区高針台 1-911
TEL 052(704)7551 FAX 052(704)7552

●レジデンス日進

（施設入所支援・就労継続B型・生活介護）
〒 470-0124 日進市浅田町上納 58-4
TEL 052(805)1003 FAX 052(805)1004

●上ノ山ホーム（グループホーム）